

福井県文書館年報

第4号

平成18年度

福井県文書館

目 次

I	文書館の概要	
1	設置の目的	1
2	建設の経緯	1
3	施設の概要	2
II	平成18年度事業の概要	
1	組 織	3
2	平成18年度の主な事業内容	3
(1)	一般管理運営	
ア	文書館運営懇話会	3
イ	収蔵資料のくん蒸業務	4
ウ	文書館情報システム	5
(2)	調査研究事業	
ア	記録資料アドバイザーの設置	6
イ	資料調査員の設置	7
ウ	『福井県文書館研究紀要 第4号』の発刊	7
エ	『元禄期越前の幕府領大庄屋日記2』福井県文書館資料叢書2の発刊	8
(3)	収集保存事業	
ア	収蔵資料数	8
イ	古文書関係	9
ウ	歴史的公文書収集状況	10
(4)	閲覧利用事業	
ア	月別文書館利用者数	11
イ	文書等の貸与・複製・転載	12
ウ	古文書複製本公開許諾依頼結果	13
(5)	普及啓発事業	
ア	講座・講演会等の開催	14
イ	閲覧室展示	16
ウ	学校教育との連携	17
エ	刊行物	18
3	福井県文書館業務日誌	19

Ⅲ 関係法令

1 公文書館法	23
2 福井県文書館の設置および管理に関する条例	25
3 福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則	28
4 福井県文書館における文書等の収集および保存に関する要綱	31
5 福井県文書館文書等利用要綱	34
利用案内	37

I 文書館の概要

1 設置の目的

福井県文書館は、県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録を収集し、保存し、県民の利用に供するとともに、これに関連する調査、研究等を行い、もって学術の振興および文化の向上に寄与するために設置する施設である。この設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文書等の収集、整理および保存
- (2) 文書等の閲覧の実施
- (3) 文書等に関する調査および研究
- (4) 文書等に関する知識の普及および啓発
- (5) その他、文書館の設置の目的にふさわしい業務

2 建設の経緯

平成7年度	「福井県立公文書館（仮称）基本計画」策定（平成8年3月）
平成8年度	福井県立図書館との併設を決定
平成9年度	福井県立図書館・福井県立公文書館（仮称）基本設計 埋蔵文化財試掘調査
平成10年度	福井県立図書館・福井県立公文書館（仮称）実施設計 埋蔵文化財発掘調査
平成11年度	埋蔵文化財発掘調査 土地造成着工
平成12年度	土地造成完了 用地取得 起工式（平成12年11月）
平成13年度	福井県立公文書館（仮称）を福井県文書館とする
平成14年度	建物本体工事完成（平成14年8月） 外構工事完成（平成14年11月） 開館（平成15年2月1日）

3 施設の概要

設置場所 福井市下馬町51-11

敷地面積 70,246m²

施設形態 福井県立図書館との併設

施設規模 延床面積 18,436m² (文書館3,119m² 図書館15,317m²)

建物構造 鉄骨造および鉄筋コンクリート造

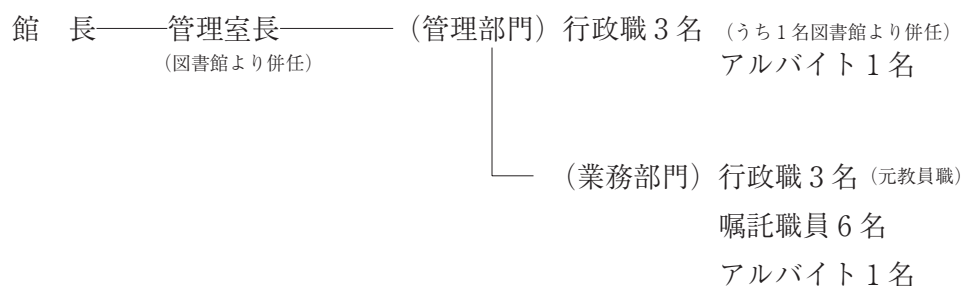
地上2階 (図書館書庫地上5階)、地下1階

主な施設

階	部屋名	面積(m ²)	主な使用目的
1	閱 覧 室	113	利用者が文書等の閲覧を行う
1	研 修 室	82	古文書読解講座などの講座を開催
1	事 務 室	202	文書館職員の執務室
1	館 長 室		館長の執務室
1	調 査 研 究 室		収集した公文書、古文書などの整理、補修、目録作成
1	荷 解 室	66	収集した公文書、古文書などの梱包を解く
1	く ん 蒸 室	23	収集した公文書、古文書などの殺虫、殺カビを行う
1	撮 影 室	57	収集した公文書、古文書などの撮影、デジタル画像化を行う
1	第 1 書 庫	498	歴史的公文書を保存する
1	第 4 書 庫		古文書複製本を保存する
2	第 2 書 庫	536	歴史的公文書を保存する
2	第 3 書 庫		行政資料を保存する
2	一般書庫(フィルム庫)	68	マイクロフィルム等を保存する
2	貴 重 書 庫	178	収集した古文書原本を保存する
便所、廊下、機械室等		1,296	
合 計		3,119	

II 平成18年度事業の概要

1 組織 (平成18.4.1現在)



2 平成18年度 of 主な事業内容

(1) 一般管理運営

ア 文書館運営懇話会

文書館の利用推進を図るにあたり、デジタル歴史情報の提供、各種講座、講演会等文書館の歴史的資料の利用に関する施策を効果的に実施するため、県民から幅広い意見を聴取することを目的とする。

福井県文書館運営懇話会委員 (平成18.4.1現在)

分野	氏名
学校関係	斎藤 忠征
市町村関係	高木 久史
一般	杉田 晃一
〃	田原 健子
〃	築山 桂
〃	中島 辰男

第1回福井県文書館運営懇話会

日 時 平成18年6月30日(金) 13:30~16:00

場 所 福井県立図書館 大会議室

内 容 ・文書館の各種事業について
・文書館の利用促進について
・藤野巖九郎家文書特別展について

第2回福井県文書館運営懇話会

日 時 平成19年2月23日(金) 13:30~16:00

場 所 福井県立図書館 大会議室

内 容 ・平成18年度事業実績および現況報告について
・文書館の利用促進について

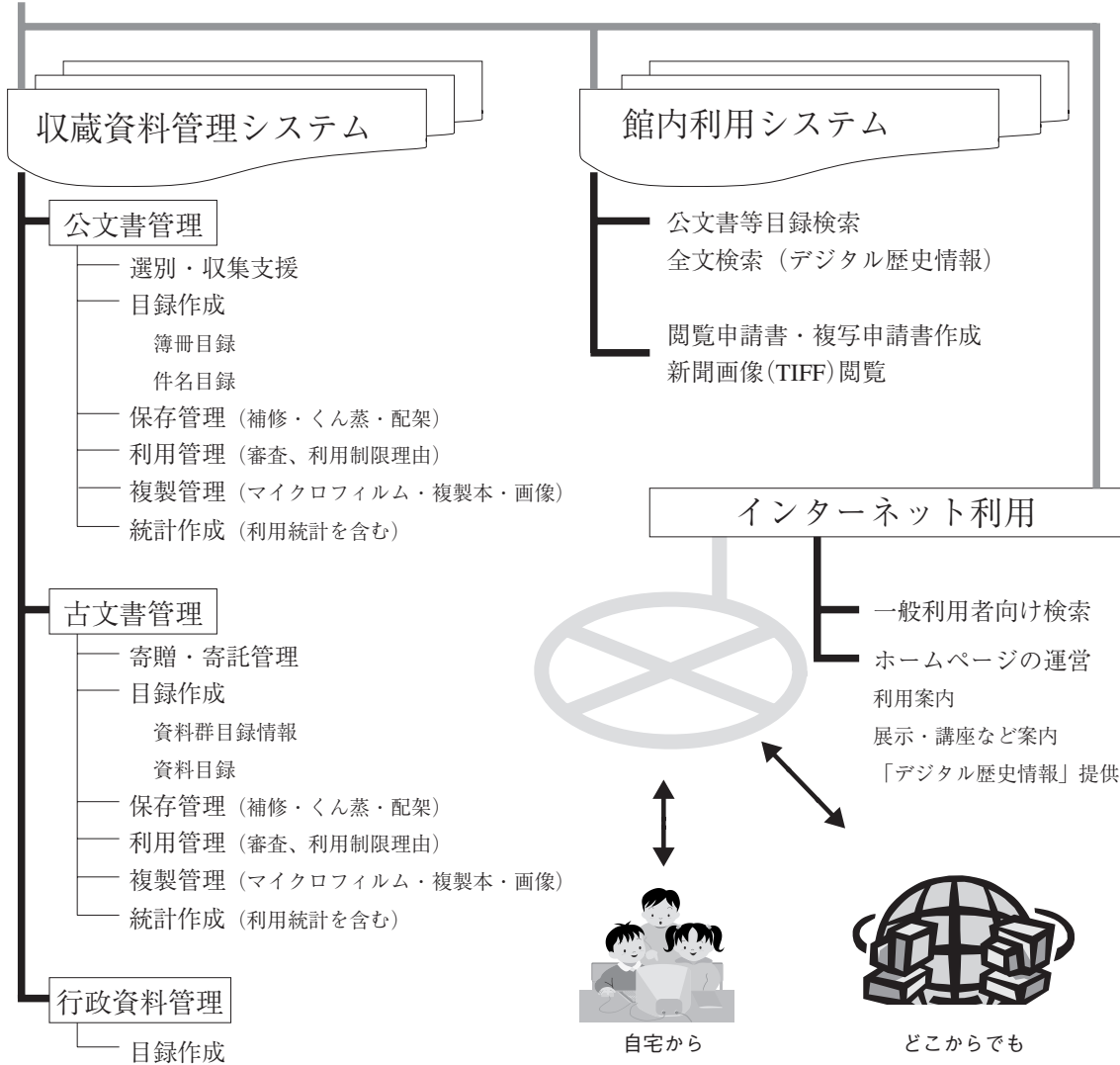
イ 収集資料のくん蒸業務

くん蒸方式	回数	実施月日	使用薬剤	業務形態
くん蒸車によるくん蒸	1回	7月11日~14日	アイオガード	委託
くん蒸庫によるくん蒸	5回	随時	アイオガード	委託

ウ 文書館情報システム

福井県文書館では、収蔵する歴史的価値のある公文書や古文書等の目録に加え、『福井県史』通史編をはじめとする県の歴史資料に関する情報、講座・講演会、出版物などの情報をホームページで提供している。

福井県文書館情報システムの機能



(2) 調査研究事業

ア 記録資料アドバイザーの設置

文書館が実施する事業の的確な実現を図るため設置する。

記録資料アドバイザー名簿 (平成18.4.1現在)

分野	現職	氏名
原始・古代	奈良女子大学教授	館野 和己
中世	福井大学教授	松浦 義則
近世	京都大学大学院文学研究科教授 大学文書館館長	藤井 讓治
近現代	福井大学教授	木村 亮

第1回アドバイザー会議

- 日時 平成18年6月4日(日) 13:30～16:00
場所 福井県立図書館 大会議室
内容 ・平成18年度 上半期事業報告について
・平成18年度 下半期事業計画について
・特別展示について

第2回アドバイザー会議

- 日時 平成18年12月16日(土) 13:30～16:00
場所 福井県文書館 調査研究室
内容 ・平成18年度 下半期事業報告について
・平成19年度 上半期事業計画について

イ 資料調査員の設置

福井県内に存在する歴史資料として重要な歴史的公文書や古文書、その他の記録資料の円滑な収集を行うため設置する。

資料調査員名簿（平成18. 4. 1 現在）

地区名	現 職	氏 名
福 井 坂 井	福井工業大学講師	藤野 立恵
	福井市文化財保護委員会委員	舟澤 茂樹
	元丸岡町立図書館長	松原 信之
	元福井県文書館嘱託職員	本川 幹男
奥 越	大野市史編さん委員長	加藤 守男
	勝山市文化財保護委員長	増田 公輔
	羽水高等学校教頭	山田 雄造
丹 南	越前市教育委員会嘱託職員	真柄 甚松
	元朝日町誌編さん委員	山本 孝衛
	元県史編さん調査執筆員	吉田 叡
嶺 南	小浜市歴史遺産振興室長	杉本 泰俊
	若狭高等学校教頭	中島 嘉文

ウ 『福井県文書館研究紀要 第4号』の発刊

目次

福井県文書館講演

泰澄と白山信仰 本郷 真紹

論 文

戦国大名朝倉氏知行制の展開 松浦 義則

木谷藤右衛門家と福井藩関係文書 長山 直治

資料紹介

若狭浦方の手習資料

－桜井市兵衛家の資料群から－ 柳 沢 芙美子

福井藩家中絵図（山内秋郎家文書）を照合する 吉 田 健

エ 『元禄期越前の幕府領大庄屋日記2』福井県文書館資料叢書2の発刊

文書館調査による新出資料である土屋豊孝家（あわら市）の「万覚帳」(元禄7年～宝永2年) 13冊のうち、後半部分6冊（元禄13～宝永2年）を翻刻した。

目次

凡例

- 一 元禄十三年一月 ～ 十二月
- 二 元禄十四年一月 ～ 十二月
- 三 元禄十五年一月 ～ 十二月
- 四 元禄十六年一月 ～ 十二月
- 五 元禄十七年一月 ～ 二月、宝永元年三月 ～ 十二月
- 六 宝永二年一月 ～ 九月

解説

資料調査員 本川 幹 男

(3) 収集保存事業

ア 収蔵資料数 (平成19. 3. 31現在)

(単位：%)

	所蔵文書等	目録の公開状況	公開率
公文書(冊)	30,204	6,335	21
古文書(点)	240,121	143,227	60
行政刊行物・図書等(冊)	17,182	16,674	97
計	287,507	166,236	58

イ 古文書関係

調査・撮影 デジタルカラー撮影

資料群番号	資料群名	出所近世	資料群の性格	点数	備考
C 0019	浄光寺文書	坂井郡轟	寺院文書	1,370	2次調査・整理継続中
J 0128	乾一与家文書	勝山	勝山藩大砲関係文書	8	
A 0135	松原信之家文書	福井城下	福井藩士族	1	
G 0041	市橋昭家文書	今立郡東庄境	商家文書（漆）	285	整理継続中
A 0052	加藤竹雄家文書	吉田郡二日市	庄屋文書	157	整理継続中
C 0090	平野吉左衛門家文書	坂井郡三国浦	鉄道関係	69	許諾済
O 0114	小浜市立図書館 (吉村篤家旧蔵)文書	小浜	鉄道関係	50	
H 0062	加藤毅家文書	南条郡今庄	鉄道関係	8	

寄贈・寄託文書

資料群番号	資料群名	出所近世	区分	点数	備考
G 0024	飯田広助家文書	今立郡東俣	寄託（追加）	2,148	整理継続中
J 0129	鈴木伝之助家文書	勝山	寄贈	7	
N 0055	桜井市兵衛家文書	三方郡世久見	寄贈	1,075	
D 0075	玉村九兵衛家文書	丹生郡米ノ浦	寄託	1,081	
B 0037	勝見宗左衛門家文書	吉田郡上合月	寄贈	786	
A 0128	斎門六右衛門家文書	大野郡五本寺	寄贈	406	
C 0125	藤野巖九郎家文書	坂井郡下番	寄託（追加）	139	

ウ 歴史的公文書収集状況

平成18年度 廃棄対象文書および歴史的公文書収集結果一覧

部 局	廃棄対象 文書数	保存年限別収集文書数							収集数
		25年	20年	15年	10年	5年	3年	1年	
総 務 部	2,265		35	1	45	168	11	3	263
総 合 政 策 部	319		3		18	53	5	3	82
安 全 環 境 部	948		24		36	17	9	2	88
健 康 福 祉 部	2,203	3	51		26	33	16	1	130
産 業 労 働 部	1,449		84		59	15	5	6	169
農 林 水 産 部	2,716		196	2	171	2	9	4	384
土 木 部	1,935		78		98	10	23	2	211
出 納 事 務 局	328					5			5
知 事 部 局 計	12,163	3	471	3	453	303	78	21	1,332
企 業 局	610		16		7		5	1	29
教 育 庁	1,501		28		40	8	15		91
選 挙 管 理 委 員 会	18				1	1			2
監 査 委 員	99						39		39
人 事 委 員 会	86				2			1	3
地 方 労 働 委 員 会	50						5		5
行 政 委 員 会 計	253				3	1	44	1	49
総 計	14,527	3	515	3	503	312	142	23	1,501

(4) 閲覧利用事業

ア 月別文書館利用者数

平成18年度月別文書館利用者数

月	開館日数	利用者数(人)	1日あたり利用者数(人/日)	利用カード作成者数(人)	閲覧申込者数(人)	閲覧申込点数(点)							1日あたり閲覧申込点数(点/日)	ホームページアクセス件数(件)	1日平均アクセス件数(件/日)
						総数	歴史的公文書	古文書	行政刊行物	新聞記事	県報	その他			
4	25	654	26.2	7	22	247	15	216	6	11	0	0	9.9	75,809	2,527
5	26	964	37.1	8	22	288	32	223	4	16	0	13	11.1	76,945	2,482
6	25	756	30.2	14	37	332	0	225	48	57	0	1	13.3	77,667	2,589
7	25	714	28.6	14	37	1,979	75	206	21	1,675	0	2	79.2	81,325	2,623
8	26	931	35.3	16	30	346	13	163	9	32	129	0	13.3	77,359	2,495
9	25	698	27.9	5	16	116	1	26	1	86	0	2	4.6	73,813	2,460
10	25	794	31.8	21	37	1,503	254	687	17	0	541	4	60.1	77,980	2,515
11	25	996	39.8	13	24	101	3	52	11	31	0	4	4.0	166,642	5,555
12	23	576	25.0	8	14	194	0	189	4	0	0	1	8.4	143,672	4,635
1	23	675	29.3	8	21	213	0	195	18	0	0	0	9.3	106,446	3,434
2	23	1,222	53.1	19	34	160	0	126	4	8	0	22	7.0	92,041	3,287
3	26	900	34.6	14	28	2,116	0	2,097	1	15	0	3	81.4	97,608	3,149
計	297	9,880	33.3	147	322	7,595	393	4,405	144	1,931	670	52	25.6	1,147,307	3,143

平成15年度	294	* 5,417	** 18.4	300	406	11,742	35	7,163	711	2,335	1,123	375	39.9	737,160	2,014
平成16年度	292	7,242	24.8	208	540	7,045	55	5,806	180	601	233	183	24.1	733,759	2,010
平成17年度	292	9,703	33.2	257	458	13,819	80	12,622	138	716	84	110	47.3	810,067	2,219

*は入場者数、**は1日あたりの入場者数。

イ 文書等の貸与・複製・転載

機関名等	フィルム等	貸与・複製	数 量	備 考
(有)トビマス	写真フィルム	貸与	2点	『週刊ビジュアル日本の合戦』49号へ掲載
越前町織田文化歴史館	古文書	貸与	1点	企画展「越前の文字の世界」へ出展および図録へ掲載
同 上	写真フィルム	貸与	1点	『越前町織田の歴史 古代・中世編 (仮)』へ掲載
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館	古文書	貸与	4点	企画展「古文書が語る朝倉氏の歴史」へ出展および図録へ掲載
福井県総合政策部 総合交通課	写真フィルム	貸与	25点	「鉄道と災害展」へ出展
福井市文化財 保護センター	写真フィルム	貸与	1点	『旧土屋家住宅移築復原工事報告書 (仮)』へ掲載
三國神社	古文書複製本	貸与	3点	県指定有形文化財候補の資料作成のため
福井県産業労働部 国際・マーケット戦略課	古文書	貸与	1点	特別展「再読・「藤野先生」」へ出展
仙台市博物館	マイクロフィルム	複製	1巻	『仙台市史資料編13伊達政宗文書4』へ掲載
東京大学史料編纂所長	古文書	撮影・複製	121点	研究・編纂業務の参考として
福井新聞社	写真フィルム	貸与	1点	新聞へ掲載
福井商工会議所	写真フィルム	貸与	1点	企画展「近代福井の形成と産業遺産」へ出展
(株)デアゴスティーニ・ジャパン	写真フィルム	貸与	1点	『週刊 土井善晴のわが家と和食』61号へ掲載
(株)ワイズクリエイト	写真フィルム	貸与	1点	「建設技術展2006近畿」展へ出展およびパンフレットへ掲載
あわら市秘書広報課	古文書	貸与	1点	「惜別百年 郷土の藤野巖九郎特別展」へ出展
鉄道友の会 福井支部	写真フィルム	貸与	25点	「ふくいの鉄道125年のあゆみ」パネル展へ出展
美浜町教育委員会 文化財保護・町誌編纂室	マイクロフィルム	掲載	42点	『わかさ美浜町誌』へ掲載
NH K福井	写真フィルム	貸与	4点	『L I V E 610』にて放映

ウ 古文書複製本公開許諾依頼結果

公開許諾済

市町村等	資料群番号	資料群名	点数
福 井 市	A 0046	林孫右衛門家	44
	A 0073	江端区有	58
	A 0074	上中区有	29
	A 0075	坂下区有	2
	A 0076	脇三ヶ区有	31
	A 0077	地藏堂区有	10
	A 0079	新保区有	19
	A 0081	拇野区有	27
	A 0082	大島区有	74
	A 0083	西大味区有	29
吉 田 郡	B 0025	島田樹家	21
	B 0026	佐藤五右衛門家	91
	B 0027	畑伝右衛門家	62
	B 0028	末政区有	2
	B 0031	法性昭寿家	3
	B 0033	田中澄男家	2
あわら市	C 0015	松下俊夫家	135
	C 0016	照順寺	54
	C 0017	野尻五右衛門家	95
	C 0018	岡藤宜光家	1
	C 0021	坂井健夫家	24
	C 0022	下番区有	57
	C 0023	川崎直右衛門家	110
	C 0024	北嶋英彦家	400
	C 0092	竹内輔常家	1
坂 井 市	C 0009	高嶋善彦家	248
	C 0031	上木禎家	182
	C 0050	斎藤与次兵衛家	11
	C 0093	牧野行治家	1
	C 0090	平野吉左衛門家	69
	C 0100	野波英就家	117
	C 0103	演仙寺	107
	C 0104	伊藤又右衛門家	115
	C 0107	田崎市良右衛門家	10
合 計	34	資料群	2,241

公開許諾交渉中

市町村等	資料群番号	資料群名	点数
福 井 市	A0090	笠島清治家	2
	A0533	斉藤武雄家	1
吉 田 郡	B0022	栗住波区有	21
坂 井 市	C0119	三上傳兵衛家	61
合 計	4	資料群	85

(5) 普及啓発事業

ア 講座・講演会等の開催

① 古文書入門講座

初めて古文書を読みたいという方のための講座。

	日 時	会 場	参 加 者	講 師
第 1 回	5 月 27 日 (土)	文書館研修室	34名	文書館館員
第 2 回	6 月 3 日 (土)	文書館研修室	28名	文書館館員

② 古文書初級講座

入門から少し古文書を読んだことのある方のための講座。

	日 時	会 場	参 加 者	講 師
第 1 回	6 月 17 日 (土)	文書館研修室	32名	文書館館員
第 2 回	6 月 24 日 (土)	文書館研修室	31名	文書館館員

③ 古文書読解グループ

講座参加者による輪読。

日 時	会 場	参 加 者	講 師
毎月第 4 金曜日	文書館研修室	のべ145名	—

④ 資料保存研修会

思わぬ水漏れやカビの発生など、日常の対策から災害をうけにくい資料保存のあり方を学ぶ。

日 時	会 場	参 加 者	講 師
7 月 6 日 (木)	文書館研修室	45名	金山 正子氏 (勸元興寺文化財研究所主任研究員)

⑤ 古文書相談会「よみます。古文書」

読めない古文書を解説し、保存・整理のしかたについてアドバイスをする。

日 時	会 場	参 加 者	講 師
8月22日(火)	鯖江市資料館 図書室	6名	真柄 甚松氏 山本 孝衛氏 吉田 叡氏 (文書館資料調査員)

⑥ 夏休み古文書入門講座

入門から少し古文書を読んだことのある方のための講座。

	日 時	会 場	参 加 者	講 師
第1回	8月19日(土)	文書館研修室	32名	文書館館員
第2回	8月26日(土)	文書館研修室	28名	文書館館員

⑦ 出前古文書入門講座

若狭や高浜町近隣の資料を取りあげた講座。高浜町教育委員会と共催。

	日 時	会 場	参 加 者	講 師
第1回	10月7日(土)	高浜町郷土資料館	15名	文書館館員
第2回	10月14日(土)	高浜町郷土資料館	16名	文書館館員

⑧ 県史講座

	テーマ・内容	日 時	会 場	参加者	講 師
第1回	「ふくい鉄道125年のあゆみ」 福井県の鉄道のあゆみを多数のパネルや写真などをまじえて解説した。	2月10日(土)	県立図書館 多目的ホール	57名	田中 完一氏 (鉄道友の会福井支部長・ 元藤島高校長)
第2回	「ふくいの産業改革を担うー軽便鉄道の敷設」 明治後半から昭和にかけて延びていく県内電鉄網の構想とその敷設の経緯を跡づけた。	2月24日(土)	県立図書館 多目的ホール	57名	小谷 正典氏 (丸岡高校長)

⑨ 講演会

「戦前期の日満交通路と福井県—『日本海湖水化』の時代」

満州国と日本を結ぶ大連・釜山に次ぐ第3のルートとして、清津・羅津などの北朝鮮3港が整備されてきたことに対応して、1930年代には「日本海の湖水化」が海運会社・貿易関係者の合言葉となっていた。こうした経済活性化の機会に、敦賀・新潟・伏木などの日本海側諸港がどのように対応したのかを資料に基づいて考察した。

日 時	会 場	参 加 者	講 師
2月3日(土)	県立図書館 多目的ホール	88名	白木沢 旭児氏 (北海道大学大学院文学研究科教授)

イ 閲覧室展示

① 収蔵資料展示

目 的：県の歴史や貴重な文書資料への関心を喚起する。

展示概要：収蔵する原本資料の中から、県民の関心をひきやすいものをトピック的に選び紹介する。

期 間：企画展示開催期間以外の時期に1ヶ月ごと。

	テ ー マ	概 要
5月	—	漁場図（明治期公文書）、太閤検地帳（16世紀末古文書）など
6月	—	芦原大火（昭和31年公文書）、元禄期越前の幕府領大庄屋日記（C0044土屋豊孝家文書、当館寄託）
7月	「むしばまれる文書」	文書館の収蔵資料に残る虫害、水害、金属金具や粘着テープなどによる傷みや酸性紙などを展示し、その修復の一部を紹介
8月	「福井に伝わる江戸末期の医学書」	県立図書館特別展「書物が開いた近代への扉—杉田玄白と解体新書」にあわせた展示（C0126真田一郎家文書、当館寄託）
9月	「まちづくりの原点—都市計画と風致地区—」	明治30年代の福井市街の地図（野理五家文書）、風致地区指定に関する公文書（昭和13年）、福井戦災復興土地区画整理事業の都市計画図（昭和34年）
10月	「国宝・文化財の記録」	昭和6年から32年の県内の文化財指定に関する公文書（昭和34年）、記録されていた文化財の写真（福井県史編さん時の資料）
12月	「江戸時代の読物とガイドブック」	江戸後期の読本作家秋里籬鳥作の和書3点13冊「源平盛衰記図会」「保元平治闘図会」「東海道名所図会」（C0037吉川充雄家文書）
1月	「セピア色の新聞写真展」	大正時代の議会や、昭和天皇を福井に迎えての陸軍大演習の様子を伝える新聞日曜版の写真（大正～昭和戦前期の大阪毎日、大阪朝日新聞）（N0055桜井市兵衛家文書）
2月	「鉄道員父子の残した路線図展」	父子2代で鉄道員を務めた加藤家に残されていた明治期から昭和にかけての路線図を中心とする鉄道関係資料（H0062加藤毅家文書）
3月	「三国を結ぶ鉄道の資料」	三国を通る鉄道敷設に関わる建議書や路線図などの資料（C0090平野吉左衛門家文書）

② 特別展「藤野先生の手紙」

展示概要：平成18年3月にあわら市から藤野巖九郎ゆかりの資料が寄託されたため、藤野巖九郎について県民に広く知ってもらうよう、それらの資料を活用した特別展を開催した。

期 間：4月29日～5月7日

内 容：書簡や卒業証書、手製のフランス語教科書など原本8点、寄託資料全103点のカラー複製本、魯迅の講義ノート（北京魯迅博物館より県への寄贈品）、写真パネルなど

③ 「コシヒカリ育成記録展」

展示概要：農業試験場と連携し、試験場から受け入れた資料の紹介と「コシヒカリ育成50周年PR事業」の一環としての展示を開催した。

期 間：10月27日～11月23日

内 容：コシヒカリ育成時の観察野帳、農業関係の行政刊行物など原本約30点、コシヒカリと農業試験場に関する写真パネル、コシヒカリの稲株など

ウ 学校教育との連携

① 出張授業

日 時	場 所	内 容
7月14日(金) 10月27日(金)	県立藤島高校	日本史の授業に出張し、文書館で保存している検地帳などの古文書の原本を使用した出張授業。

② インターンシップの受入

	人 数	内 容
大学生	1名	閲覧体験、古文書保存箱組み立て、書庫清掃、古文書目録カード作成など
高校生	5名	
中学生	8名	

③ 「文書館新聞」の発行

中学生の夏休みの課題「郷土新聞」に文書館を活用してもらうために、中学生にも使えるような資料や資料検索の方法を掲載した「文書館新聞」を県内の中学校に配付した。

エ 刊行物

① 文書館だより

号数	目次内容	発行日
8	藤野巖九郎家文書特別展／文書館収蔵資料展示／歴史的公文書紹介／古文書紹介／活動報告／お知らせ	平成18年10月24日
9	古文書読解グループ活動報告／文書館収蔵資料展示／歴史的公文書紹介／寄贈・寄託資料紹介／講演会・講座報告／お知らせ	平成19年3月28日

② 福井県文書館年報

号数	目次内容	発行日
3	文書館の概要／平成17年度事業の概要／関係法令	平成18年7月20日

4 福井県文書館業務日誌（平成18. 4. 1～平成19. 3. 31）

18. 4. 26 知事定例記者会見で「藤野巖九郎家文書特別展」を発表
28 朝日新聞取材
29 藤野巖九郎家文書特別展「藤野先生の手紙」開催
ク 福井新聞取材
30 N H K福井放送局取材
5. 1 あわら市長来館
2 F B C報道制作局取材
ク 広報誌「グラフふくい」取材
ク 歴史的公文書収集（～6.13）
3 福井テレビ取材
9 文書館収蔵資料展示「漁場図・太閤検地帳」開催
12 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会大会企画委員会出席
16 永田司法書士事務所訪問
17 文書館資料調査員による飯田家文書調査（～18日）
20 池田町飯田家資料返却
23 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会役員会出席（～24日）
26 都道府県・政令指定都市等公文書館長会議出席
ク 歴史的公文書搬入
27 第1回古文書入門講座開催
6. 1 文書館収蔵資料展示「芦原大火・元禄期越前の大庄屋日記」開催
ク 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第83回例会出席
3 第2回古文書入門講座開催
4 第1回アドバイザー会議開催
7 くん蒸庫くん蒸（～10日）
13 福井東養護学校見学
17 第1回古文書初級講座開催
20 文書館資料調査員による飯田家文書調査（～21日）
22 東北大学魯迅研究プロジェクト代表団調査来館
23 歴史的公文書搬入
24 第2回古文書初級講座開催
ク 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第79回近世古文書研究会出席
30 第1回運営懇話会開催
7. 1 文書館収蔵資料展示「むしばまれる文書」開催

- 7. 4 農業試験場文書等選別作業
- 6 資料保存研修会開催
- 8 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第32回公文書研究会出席
- 11 くん蒸車くん蒸（～15日）
- ク 農業試験場文書等選別作業
- ク 花筐図書館・今立町役場旧蔵文書調査
- ク 『文書館新聞』発行
- 13 文書館収蔵資料展示「福井に伝わる江戸末期の医学書」開催
- 14 福井県立藤島高校にて出張授業
- 20 文書館資料調査員による飯田家文書調査（～21日）
- ク 『福井県文書館年報 第3号』発刊
- 26 農業試験場文書等収集
- 28 宮内庁書陵部調査
- 8. 3 東北大学魯迅研究プロジェクト代表団・あわら市調査来館
- ク 細菌製剤協会見学
- ク 農業試験場文書等受入、企画展示について打ち合わせ
- 4 東北大学魯迅研究プロジェクト代表団、あわら市調査来館
- 15 くん蒸庫くん蒸（～18日）
- 17 文書館資料調査員による飯田家文書調査（～18日）
- 19 第1回夏休み古文書入門講座開催
- 22 くん蒸庫くん蒸（～25日）
- ク 古文書相談会開催
- 25 文書館収蔵資料展示「まちづくりの原点—都市計画と風致地区—」開催
- 26 第2回夏休み古文書入門講座開催
- 9. 1 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会第3回大会企画委員会出席
- 4 公文書館等職員研修出席（～9日）
- 7 インターンシップ大学生受入
- 14 文書館資料調査員による飯田家文書調査（～15日）
- 15 大野市教頭会見学
- 21 福井市木田小学校4年生見学
- 27 石墨慶一郎家調査訪問
- 29 文書館所蔵資料展示「国宝・文化財の記録」開催
- 10. 4 くん蒸庫くん蒸（～7日）
- 7 出前古文書入門講座開催
- 14 出前古文書入門講座開催

10. 18 文書館資料調査員による飯田家文書調査（～19日）
24 福井市藤島中学校インターンシップ受入
ㄥ 東海北陸明るい選挙推進協議会見学
ㄥ 『文書館だより第8号』発行
25 福井県立丹南高校インターンシップ受入
坂井市坂井中学校見学
27 福井県立藤島高校にて出張授業
ㄥ 農業試験場文書「コシヒカリ育成記録展」開催
11. 2 書庫床清掃
7 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会大会企画委員会出席
8 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会出席（～10日）
ㄥ 福井市円山小学校2年生見学
15 福井市明倫中学校インターンシップ受入
17 元気の出る農業新技術発表会特別発表
21 会計検査
25 文書館収蔵資料展示「江戸時代の読物とガイドブック」開催
ㄥ 古文書公開許諾依頼（あわら市内）
30 古文書公開許諾依頼（あわら市内）
12. 1 古文書公開許諾依頼（吉田郡内）
2 書庫前室清掃
13 福井市社南小学校3年生見学
14 加藤家調査訪問（南越前町今庄）
15 事前監査
16 第2回アドバイザー会議開催
21 臨時休館
ㄥ 書庫温湿度設定変更
22 文書館収蔵資料展示「セピア色の新聞写真展」開催
23 大学所蔵の歴史的公文書の評価・選別についての基礎研究会出席
27 古文書公開許諾依頼（坂井市内等）
28 古文書公開許諾依頼（福井市内）
ㄥ 臨時開館
1. 4 臨時開館
13 公図に関するミニ展示開催
16 くん蒸庫くん蒸（～19日）
23 大野市上庄小学校5・6年生見学

- 1. 25 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第85回例会出席
- 30 公文書館実務担当者研究会議出席（～2.1）
- 30 定期監査
- 31 文書館収蔵資料展示「鉄道員父子の残した路線図展」開催
- 2. 3 講演会「戦前期の日満交通路と福井県－『日本海湖水化』の時代」開催
- 10 敦賀短期大学見学
- ㄥ 県史講座「ふくいの鉄道125年のあゆみ」開催
- 2. 20 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会第3回役員会出席
- 23 第2回運営懇話会開催
- ㄥ 文書館収蔵資料展示「三国を結ぶ鉄道の資料」開催
- 24 県史講座「ふくいの産業革命を担う－軽便鉄道の敷設」開催
- 3. 8 資料調査員による飯田家文書調査（～9日）
- 14 資料調査員による飯田家文書調査（～16日）
- 16 くん蒸庫点検
- ㄥ 県警本部長視察
- 20 資料調査員による飯田家文書調査（～16日）
- 21 文書館収蔵資料展示「安永6年の八重桜」開催
- 23 資料調査員による飯田家文書調査（～30日）
- 28 『文書館だより第9号』発行
- 30 『福井県文書館資料叢書2』発行
- ㄥ 『福井県文書館研究紀要 第4号』発行

Ⅲ 関係法令

1 公文書館法

(昭和62年法律第115号)

(平成11年法律第161号一部改正)

(目的)

第1条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

(責務)

第3条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第4条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第5条 公文書館は、国立公文書館法（平成11年法律第79号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第6条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあっせんに努めるものとする。

(技術上の指導等)

第7条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

- 2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる。

(総理府設置法の一部改正)

- 3 総理府設置法（昭和24年法律第127号）の一部を次のように改正する。
第4条第7号の次に次の一号を加える。
7の2 公文書館法（昭和62年法律第115号）の施行に関すること。

附則 （平成11年12月22日法律第161号）抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、平成13年1月6日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 福井県文書館設置および管理に関する条例

(平成14年福井県条例第5号)

(設置)

第1条 県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）を収集し、および保存し、ならびに県民の利用に供するとともに、これに関連する調査、研究等を行い、もって学術の振興および文化の向上に寄与するため、福井県文書館（以下「文書館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 文書館は、福井市に置く。

(業務)

第3条 文書館は、次に掲げる業務を行う。

- 一 文書等の収集、整理および保存
- 二 文書等の閲覧の実施
- 三 文書等に関する調査および研究
- 四 文書等に関する知識の普及および啓発
- 五 前各号に掲げるもののほか、文書館の設置の目的にふさわしい業務

(職員)

第4条 文書館に、館長その他必要な職員を置く。

(使用の承認)

第5条 別表第一に掲げる施設または設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

(使用料)

第6条 別表第一に掲げる施設等を使用する者は、同表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(手数料)

第7条 文書館が閲覧に供する文書等の写しの交付を依頼しようとする者は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(使用料等の不還付)

第8条 既に納付した使用料または手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等の免除)

第9条 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料または手数料の全部または一部

を免除することができる。

(入館の拒否)

第10条 知事は、文書館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否することができる。

- 一 施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させる行為をするおそれがあるとき。
- 二 他人に危害を加え、または迷惑となる行為をするおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、文書館の管理上支障があると認められるとき。

(行為の制限)

第11条 文書館において文書等の撮影、物品等の販売、寄附金の募集その他これらに類する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(禁止行為)

第12条 文書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させること。
- 二 秩序または風俗を乱す行為をすること。
- 三 別表第一に掲げる施設等を使用する者が、第5条の承認を受けた目的以外の目的のために当該施設を利用すること。

(監督処分)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第5条の承認もしくは第11条の許可（当該許可に係る事項の変更の許可を含む。以下この条において同じ。）の取消し、効力の停止もしくは条件の変更をし、または行為の中止、施設等の原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- 一 この条例の規定に違反している者
- 二 第5条の承認または第11条の許可に付した条件に違反している者
- 三 偽りその他不正な手段により第5条の承認または第11条の許可を受けた者

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第一（第6条関係）

一 施設

区 分	金 額		
	9時から12時まで	12時から17時まで	9時から17時まで
研 修 室	2,500円	4,100円	6,600円

二 設 備

区 分	単位	算 定 基 礎	金 額
マ イ ク ロ ホ ン	1 本	1回5時間以内	120円
		1時間増すごとに	24円
ワイヤレスマイクロホン	1 本	1回5時間以内	220円
		1時間増すごとに	44円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

別表第二（第7条関係）

区 分	金 額
複写機（カラー複写機を除く。）により作成した写しの交付	1枚につき 10円
カラー複写機により作成した写しの交付	1枚につき 80円
マイクロリーダープリンターにより作成した写しの交付	1枚につき 10円

備考 複写機により作成した文書、図面等の写しの枚数は、用紙の両面に複写したときは、片面を1枚として額を算定する。

3 福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則

(平成15年福井県規則第3号)

(平成15年福井県規則第82号—一部改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、福井県文書館の設置および管理に関する条例（平成14年福井県条例第5号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 福井県文書館（以下「文書館」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 文書館の休館日は、次に掲げる日とする。

- 一 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に該当する場合を除く。）
- 二 休日の翌日（土曜日、日曜日、休日または第5号に掲げる日に該当する場合を除く。）
- 三 12月28日から翌年の1月4日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
- 四 文書等点検期間として1年につき10日以内で知事が指定する日
- 五 清掃整理日として毎月（12月を除く。）の第4木曜日（休日に該当する場合にあっては、その翌日）

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の休館日を変更することができる。

(文書等の利用)

第4条 条例第1条に規定する文書等（以下「文書等」という。）は、一般の利用に供するものとする。ただし、知事は、次に掲げる文書等について、その全部または一部を一般の利用に供しないものとすることができる。

- 一 整理、補修または目録の作成が終了していない文書等
- 二 劣化等保存上の理由から利用に供することが不適当な文書等
- 三 寄贈または寄託を受けた文書等で、その利用に関して寄贈者または寄託者が一定の期間利用に供しない旨の条件を付しているもの
- 四 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）が記録されている文書等で、特定の個人が識別され、もしくは識別され得るものまたは特定の個人を識別することはできないが、利用に供することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

五 法人その他の団体（国および地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報が記録されている文書等で、利用に供することにより、当該法人等または当該個人の正当な利益を害するおそれがあるもの

六 利用に供することにより、公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすと認められる文書等

七 利用に供することにより、国または地方公共団体の運営に著しい支障を及ぼすと認められる文書等

（施設等の使用の承認）

第5条 条例第5条の規定により文書館の施設または設備（以下「施設等」という。）の使用の承認を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、福井県文書館使用承認申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、申請者に対して、福井県文書館使用承認書（様式第2号）を交付するものとする

（使用者の遵守事項）

第6条 施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 使用の承認に係る使用の目的以外に施設等を使用しないこと。

二 使用の承認を受けた施設等を転貸し、または当該使用の承認に基づく権利を譲渡しないこと。

三 前2号に掲げるもののほか、文書館の管理上支障がある行為をしないこと。

2 使用者は、施設等の使用を終了したときは、速やかに、当該施設等を原状に復さなければならない。

（使用料等の還付）

第7条 条例第8条ただし書の規定により使用料または手数料（以下「使用料等」という。）を還付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 災害その他不可抗力により施設等の使用ができなくなったとき。

二 前号に掲げる場合のほか、知事がやむを得ない理由があると認めるとき。

2 使用料等の還付を受けようとする者は、福井県文書館使用料等還付申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（使用料等の免除）

第8条 条例第9条の規定により使用料等を免除することができる場合およびその場合において免除することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 県が条例第1条に規定する文書館の設置の目的（以下「設置目的」という。）に添

った事業を主催する場合 使用料に相当する額

二 県が設置目的に添った事業を共催する場合 使用料の2分の1に相当する額

三 国、市町または歴史に関する研究を主たる目的とする団体であって知事が認めるものが設置目的に添って使用する場合 使用料の2分の1に相当する額

四 その他知事が特に必要があると認める場合 知事が必要と認める額

2 使用料等の免除を受けようとする者は、福井県文書館使用料等免除申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（制限行為の許可の申請）

第9条 条例第11条の許可を受けようとする者は、福井県文書館内制限行為許可（許可事項変更許可）申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（施設等または文書等の損傷または滅失等の届出）

第10条 使用者は、文書館の施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出て、その指示に従わなければならない。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、文書館の管理および運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月3日から施行する。

4 福井県文書館における文書等の収集および保存に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県文書館の設置および管理に関する条例（平成14年福井県条例第5号）および福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則（平成15年福井県規則第3号）の規程に基づき、福井県文書館（以下「文書館」という。）における県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集および保存に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書規程等 県の機関（知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、地方公営企業の管理者および警察本部長をいう。以下同じ。）が当該機関の文書を管理するために定める規程等をいう。
- (2) 公文書 職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、県の機関が廃棄決定をしたもののうち、文書館に引き渡されたものをいう。
- (3) 古文書その他の記録 文書等のうち公文書以外の記録をいう。

(公文書の選別および収集)

第3条 文書館長（以下「館長」という。）は、公文書を収集するに当たっては、あらかじめ、文書規程等に定める保存文書または管理確認電磁的記録等（以下「保存文書等」という。）であって保存年限が到来するもののうち歴史的価値が生ずると認められるものを選別し、その選別結果を情報公開・法制課長、出先機関の長その他当該保存文書等の廃棄決定の権限を有する者に通知するものとする。

2 館長は、別表第1に定める公文書選別収集基準により、公文書を選別し、および収集するものとする。

(古文書その他の記録の選別および収集)

第4条 館長は、別表第2に定める古文書その他の記録選別収集基準により、古文書その他の記録を選別し、および収集するものとする。

2 館長は、古文書その他の記録を収集するに当たっては、原則として、マイクロフィルム撮影等の方法による複製資料を収集するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、散逸または消滅のおそれがあるものは、寄贈、寄託その他

の方法により原本を収集することができる。

(文書等の保存、整理等)

第5条 館長は、収集した文書等について、次に掲げる事項に留意し、書庫で適切に保存するものとする。

- (1) 館長が特に必要と認める場合を除き、文書館の職員以外の者を書庫に立ち入らせないこと。
- (2) 常に書庫内の通気および防湿に注意し、文書等の損傷の防止に努めること。
- (3) 書庫内において、喫煙、火気の使用その他文書等に有害な行為をさせないこと。

2 館長は、収集した文書等について、文書等の管理および利用の便宜を図るための目録を作成するものとする。

3 館長は、収集した文書等のうち紙質等の劣化、利用頻度の高さその他の理由により原本を利用させることが適当でないものについては、マイクロフィルム撮影等により複製資料を作成するものとする。

4 館長は、収集した文書等に個人情報が含まれているときは、福井県個人情報保護条例(平成14年福井県条例第6号)の趣旨を尊重し、当該個人情報が適正に保護されるようその取り扱いに注意するものとする。

(不要文書の廃棄)

第6条 館長は、収集した文書等のうち、保存する必要がないと判断したものについて、館長が命ずる職員を立ち会わせて焼却、溶解、裁断その他確実に廃棄することができる認められる方法により廃棄するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、文書等の収集および保存に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

公文書選別収集基準

収集する公文書は、次に掲げる保存文書等のうち歴史的資料として価値が生ずると認められるものとする。

- 1 条例、規則、訓令、通達その他の例規に関する文書
- 2 県議会の審議経過および結果に関する文書
- 3 県政の総合的な計画および施策ならびに重要な事業の計画および実施に関する文書
- 4 許可、認可、免許、承認等の行政処分に関する文書
- 5 委員会、審議会その他重要な会議の審議経過および結果に関する文書
- 6 請願、陳情、要望等に関する文書
- 7 訴訟、審査請求、異議申立てその他の争訟に関する文書
- 8 組織、人事、表彰等に関する文書
- 9 予算、補助金、県有財産、契約その他の財務に関する文書
- 10 市町村の行財政ならびに廃置分合および行政区画に関する文書
- 11 選挙に関する文書
- 12 統計、調査、研究等に関する文書のうち重要な事項に係るもの
- 13 主要な儀式、行事、事件、災害等に関する文書
- 14 史跡、文化財その他の文化的遺産に関する文書
- 15 その他館長が歴史的資料として重要と認める文書

別表第2（第4条関係）

古文書その他の記録選別収集基準

第1 収集する古文書は、次に掲げる文書のうち県の歴史を解明する上で重要なものとする。

- 1 古代および中世の文書
- 2 近世に関する武家および寺社に関する文書
- 3 近世に関する村および町ならびに家に関する文書で次に掲げるもの
 - (1)土地、貢租、水利、普請、交通等に関するもの
 - (2)産業、教育、文化、信仰等に関するもの
- 4 近代以降の文書で政治、社会、教育、産業等に関するもの

第2 収集する古文書以外の記録（行政刊行物、図書その他の資料をいう。）は、次に掲げる記録のうち県の歴史を解明する上で重要なものとする。

- (1)国、地方公共団体等が作成した福井県の行政に関するもの
- (2)福井県の歴史、地誌、社会、経済、文化等に関するもの
- (3)統計、資料集等で文書等の内容を理解する上で参考となるもの

5 福井県文書館文書等利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県文書館の設置および管理に関する条例（平成14年福井県条例第5号。以下「条例」という。）および福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則（平成15年福井県規則第3号。以下「規則」という。）の規程に基づき、福井県文書館（以下「文書館」という。）が保存する県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)公文書 職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、県の機関が廃棄決定をしたもののうち、文書館に引き渡されたものをいう。
- (2)古文書その他の記録 文書等のうち公文書以外の記録をいう。

(目録の備付け)

第3条 文書館長（以下「館長」という。）は、文書等を検索するための目録を文書館閲覧室（以下「閲覧室」という。）その他必要な場所に常時備えるものとする。

2 前項の目録は、公文書については簿冊目録および件名目録、古文書その他の記録については所蔵者情報目録および資料目録とする。

(利用カード)

第4条 文書等を利用しようとする者は、必要事項を記入した利用カード申込書（様式第1号）を閲覧室内の受付（以下「閲覧受付」という。）に提出し、福井県文書館利用カード（様式第2号。以下「利用カード」という。）の交付を受けなければならない。

2 利用カードの有効期限は、館長が定める。

3 利用カードを紛失した場合または利用カード申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに、その旨を館長に届け出なければならない。

(文書等の閲覧の申込み)

第5条 文書等の閲覧の申込みは、必要事項を記入した閲覧・複写申込書（様式第3号）に利用カードを添えて閲覧受付に提出してするものとする。

2 文書等の閲覧は、申込み1回につき10冊以内とする。

(文書等の閲覧)

第6条 文書等の閲覧は、原則として、公文書にあつては原本により、古文書その他の記

録にあつては複製資料によりするものとする。

- 2 公文書のうち劣化等保存上の理由から原本を閲覧に供することが適当でないと館長が認めるものについては、前項の規定にかかわらず、複製資料により閲覧に供することができる。

(文書等の閲覧の場所)

第7条 文書等の閲覧は、閲覧室内において行わなければならない。

- 2 閲覧室内においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 筆記用具以外の携帯品は、原則として、持ちこまないこと。
- (2) 文書等を汚損または破損するような行為をしないこと。
- (3) 喫煙および飲食をしないこと。
- (4) その他文書館長が必要と認めること。

(文書等の返納)

第8条 文書等の閲覧を終えた者は、速やかに、閲覧受付に文書等を返納し、職員の確認を受けなければならない。

(文書等の貸出し)

第9条 文書等の貸出しは、行わないものとする。ただし、館長が公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。

(文書等の写しの依頼)

第10条 文書等の写しの依頼は、必要事項を記入した閲覧・複写申込書を閲覧受付に提出してするものとする。

- 2 文書等の写しに係る手数料は、閲覧受付において納付するものとする。

(文書等の掲載、放映等)

第11条 文書等の全部または一部の出版物、番組等への掲載、放映等を行おうとする者は、文書等掲載・放映等申込書(様式第4号)を館長に提出するものとする。

(利用相談)

第12条 文書館は、利用者に対して次に掲げる相談を行う。

- (1) 文書等の検索に関する相談
- (2) 文書等の内容に関する相談

- 2 前項の規定にかかわらず、文書館は、次に掲げる場合には相談を行わないことができる。

- (1) 文書等の鑑定、文書等の解読または翻訳、法律相談、学習課題の回答その他文書館の業務として対応することが適当でないと認められる場合
- (2) 回答に著しく費用または時間を要することが明らかである場合その他文書館の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(展示)

第13条 文書館は、閲覧室内の展示コーナーその他適切な展示設備において文書等の展示を行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、文書等の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

利用案内

1 開館時間

午前9時から午後5時まで

2 休館日

- ・月曜日（休日は除く）
- ・休日の翌日（土、日、休日は除く）
- ・文書等点検期間（年間10日以内）
- ・年末年始（12月28日～1月4日）
- ・清掃整理日（12月以外の第4木曜日、休日の場合は翌日）

3 交通の案内（フレンドリーバス）

運行日 毎週月曜日（休日は除く）、年末年始（12.28～1.4）を除く毎日
のりば 市内バス5番のりば
経路 福井駅前～福井駅東口～高志高校前～羽水高校前～生活学習館～市美術館～県立図書館（県文書館）
（福井駅東口、高志高校、羽水高校では、行きは乗車のみ、帰りは降車のみ可能。）

運行時間 平日 8：30～19：00

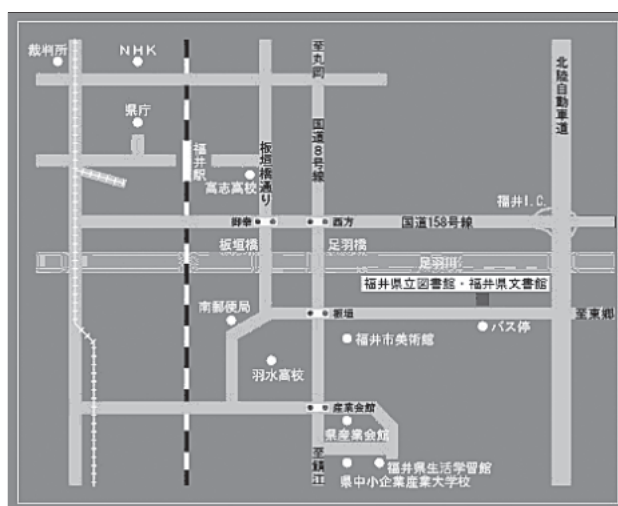
土日祝 8：30～18：00

運行間隔 30分間隔

（5番のりば、県立図書館ともに毎時00分、30分発）

料金 無料

使用車両 路線バスタイプのバス2両で、1両は車椅子用手動リフト付き
1両はノンステップバス



福井県文書館年報 第4号
平成18年度

平成19年7月 発行

編集発行 福井県文書館
〒918-8113
福井県福井市下馬町51-11
TEL 0776(33)8890
FAX 0776(33)8891

URL <http://www.archives.pref.fukui.jp>
E-mail bunshokan@pref.fukui.lg.jp



健康長寿な
福井です。

07.07.11398